

ジャパン マリンユナイテッド株式会社 呉事業所
温室効果ガス削減計画

1 事業の概要

(1) 事業所の名称

ジャパン ユナイテッド株式会社 呉事業所

(2) 事業所の所在地

広島県呉市昭和町2番1号

(3) 業種

3131 船舶製造・修理業

(4) 従業員数

1200人

(5) 呉事業所の構成

呉事業所は、昭和地区に約1000人、新宮地区に200人配置して生産活動を展開している。
温室効果ガス削減計画は両所を合わせた合算値として目標管理する。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成25(2013)年度を基準年度とし、平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間とする。

※ 省エネ法第15条関係中長期計画書の計画期間と同じ。

3 計画の基本的な方向

基本方針

呉事業所は当社の環境理念に基づき、環境と調和した事業活動を推進し、全ての分野で地球環境に与える影響を継続的に改善し、社会の持続的発展に貢献します。(各管理区域のJMUグループ及び構内協力企業を含む)

呉事業所環境行動指針

1. 国・地方自治体などの環境関連法規則を順守し、必要に応じて自主管理基準を定めて運用する。
2. 環境マネジメントシステムを構築し、事業活動が環境に与える影響を調査・評価し環境改善の目的・目標を定め、実行・評価し、継続的改善を図る。
3. 事業活動の各段階で環境配慮の取組みに努め、省エネルギー・省資源対策、廃棄物の排出量の削減、化学物質の管理体制の強化を推進する。
4. 地域社会活動に積極的に参加し、地域との融和、地域環境の保全に努めると共に環境活動に関する情報の提供に努める。
5. 全ての従業員と構内に働く協力企業の従業員に対し、環境教育を通じて呉事業所環境方針の徹底を図ると共に従業員自らが環境問題に関心を持ち、行動できるようにする。
6. 呉事業所環境方針は、社外に対しても公開する。

4 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算）

【エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果ガスの種類	活動の区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		
		平成2年度	基準年度 平成25年度	直近年度 平成25年度
二酸化炭素	燃料の使用	2260	4601	4601
	他人から供給された熱の使用	0	0	0
	他人から供給された電気の使用	11550	27012	27012
合 計		13810	31614	31614

【非エネルギー起源二酸化炭素】

温室効果ガスの種類	活動の区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		
		平成2年度	基準年度 平成〇〇年度	直近年度 平成〇〇年度
二酸化炭素				
合 計				

【その他温室効果ガス】

温室効果ガスの種類	活動の区分	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)		
		平成2年度	基準年度 平成〇〇年度	直近年度 平成〇〇年度
メタン				
一酸化二窒素				
HFC PFC SF ₆				
合 計				

5 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

《排出量を削減目標とする場合》

単位：排出量 (t-CO₂)，削減率 (%)

温室効果ガスの種類	基準年度 (平成〇〇年度)	削減目標		目標年度 (平成〇〇年度)
	排出量 (a)	削減率 (b)	削減量 (c)	排出見込量 (d)
エネルギー起源 CO ₂				
非エネルギー起源 CO ₂				
メタン				
一酸化二窒素				
フロン類				
総排出量				

※ 削減率 (b) = (c) / (a) × 100 削減量 (c) = (a) - (d)

《原単位を削減目標とする場合》

原単位：総労働時間

単位：排出量 (t-CO₂)，原単位量 (kg等)，削減率 (%)

温室効果ガスの種類	基準年度 (平成 25 年度)			原単位 削減目標	目標年度 (平成 30 年度)		
	排出量 (a)	原単位 数値 (b)	原単位 (c)	削減率 (d)	排出 見込量 (e)	原単位 見込数値 (f)	原単位 見込 (g)
エネルギー起源 CO ₂	31614	4800.8	6.59	5%	30033	4800.8	6.26
非エネルギー起源 CO ₂							
メタン							
一酸化二窒素							
フロン類							
総排出量	31614	4800.8	6.59	5%	30033	4800.8	6.26

※ 削減率 (d) = { (c) - (g) } / (c) × 100 原単位 (c) = (a) / (b) 原単位見込 (g) = (e) / (f)

注) 原単位は総労働時間とする。すべてのデータは新宮工作部の値を含めて算出

平成 26 年度総労働時間 4800,800h

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置項目及び目標並びに具体的な取組み等

○ 温室効果ガスの排出抑制に向けた取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	燃料使用量の削減	軽油の使用量を5%削減	構内車両の効率的使用 アイドリングストップ等エコドライブの実践
		LNGの使用量を5%削減	エネルギー要求管理の効率化 冷・暖房の管理
2	電気使用量の削減	電気使用原単位を5%削減	省エネパトによるエア洩れ/ブローの削減 待機電力の管理徹底 エアコン使用基準の徹底 旧変圧器を高有率変圧器に更新 蛍光灯・水銀灯は省エネタイプ照明器具に更新

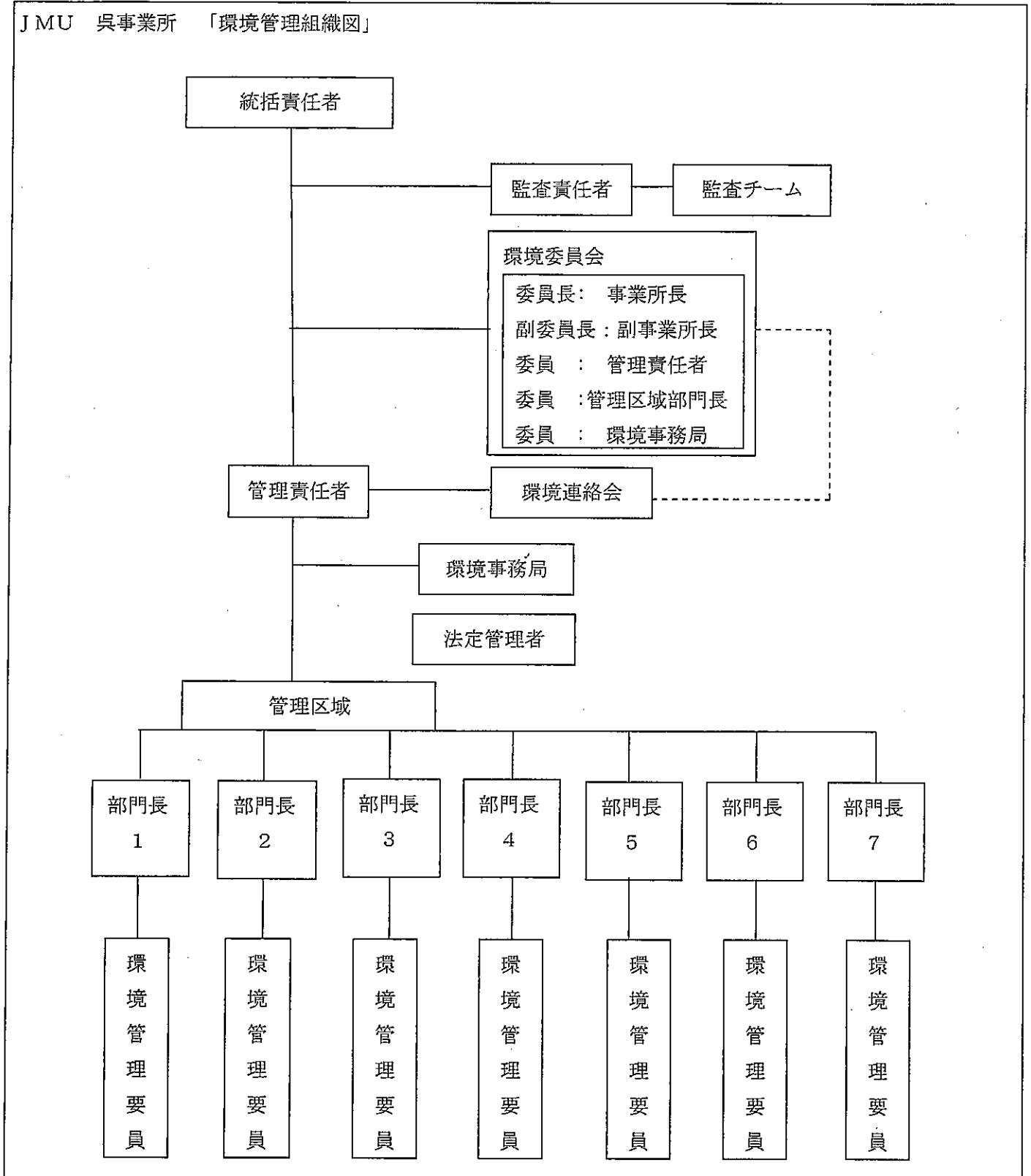
原単位で作成する場合は、数値目標欄の記載例中、「使用量」を「原単位」に適宜読み替えること

○ 環境に配慮した実践的な取組み

	項目	数値目標	具体的な取組み
1	省エネ推進削減を展開	・ 電力使用量を5%	<ul style="list-style-type: none"> 工場建て屋の照明マップの作成、責任者を明確 各職場で電力使用のデータで管理 溶接棒乾燥破箱の格納量に応じて買い替え
2	廃棄物の削減	・ 廃棄物の削減3%削減	<ul style="list-style-type: none"> 梱包自体の簡素化の推進 再生可能な廃紙を100%回収 従業員に理解と協力を得る教育を行う。
3	その他		<ul style="list-style-type: none"> 地域社会への貢献 再資源化率の向上に向けゴミ分別を含め朝の教育、掲示物による意識喚起、パトロールなどで徹底を図る。 環境関係資格者の増員

7 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法等

(1) 推進・点検体制



(2) 実施状況の点検・評価

「省エネ推進事務局」を中心として、毎年温室効果ガス削減計画の取組状況の把握・点検及び問題点の検討を行い、「省エネ推進委員会議」において定期的に評価・見直し等を行い、継続的な向上を図る。

(3) 計画の公表

計画の公表は、条例第100条第2項の規定により、自ら公表することとしています。その公表方法については、当工場の備付けによる閲覧とする。